模や財政状況を考えたとき、町営住宅は従来の「数を確保・供給する」時代から「真に必要な層へ適正に提供・最適化する」段階に入っていると考える。①高齢者や低所得者など民間アパートへの入居が困難な方々を支える「福祉的住まい」として、町営住宅の役割をどう再定義されるか。②将来的な町民人口の見通しに対応した、町営住宅全体の適切な管理戸数のビジョンは。

農林建設課長　**1**①全体では管理戸数261戸、入居戸数153戸で、空室率は41・4％。ただ、老朽化のため、新たに入居募集を行わない政策空き家対策としている杉谷、千場、泉団地を除く、京ノ尾や浦川内団地の空き家率は18・6％となっている。

また、入居戸数153戸のうち、高齢者世帯は53戸、また単身世帯が49戸、単身世帯のうち、高齢者世帯は33戸である。

なお、県営住宅は138戸あり、町営、県営、併せて399戸の管理戸数となっている。

②直近の3か年では、修繕は177件、年平均59件、全体の維持管理経費は年平均1千480万円程度となっている。

2①町道寺口線より東側に入居されていた方々について、令和5年までに町道西側へ移転していただいた。東側については今後、解体し新たに建替えを予定している。

また、西側については、将来的には子育て世代の住宅用地にと考えているが、まだ将来的な構想段階である。

②引き続き入居を希望する人は16戸。敷地面積の狭さもあり、計画案では2階建てで最大20戸を想定している。建設後の維持管理コストは、当面の間は大幅な削減になると考える。耐震性の確保、バリアフリー化等により防災面、利便性の向上も図れる。

3①公営住宅法では、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとされている。

公営住宅の果たすべき役割は大きく、福祉部局との連携も図りながら、行政ができうる役割を果たしていきたい。

②国土交通省による「住宅確保要配慮世帯数推計支援プログラム」により推計した場合、令和7年度の人口5,645人に対し、約91戸程度必要と試算しているが現時点でも、町営・県営合わせると399戸の管理戸数があり、現に入居されている方が、229世帯。大町町の実情、定住移住政策の受け皿としても将来的な展望で「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを図っていく必要がある。

空き家対策について

三根　和之

議員　本町では、空き家等対策計画を策定し、空き家バンクや危険空家除去補助など取り組まれているが、現時点での成果と課題をどのように認識されているのか。また、今後空き家の発生抑制、利活用の促進、危険空き家の解消について、どのような施策を重点的に進めていく考えがあるか。

①現在、町内にある空き家のうち、管理不全に該当する物件は何件ぐらいあるのか。

②空き家バンクの登録件数と成約件数は、どのように推移しているか。

③移住・定住と空き家対策をどのように連携させているか。

④各地区から寄せられる苦情・相談に対して、町はどのような対応をしているか。

⑤大町空家等対策計画は、計画期間が令和5年から令和9年までの5年間となっているが、次の改定までにどのような取り組みを予定されているか。

企画政策課長　①平成28年度の空き家等実態調査では、危険家屋等の実態調査を行っている。その中で、「危険家屋」と判定された36戸は、現在23戸となっており、うち所有者の把握ができている戸数は15戸、所有者などを把握ができない戸数は8戸。また、所有者が不明で、近隣に危険を及ぼすと判断された家屋2件を安全性を確保するため「特定空家等緊急安全措置」で解体した。

②空家バンクの実績については、令和6年度、新規登録件数2件、登録総件数6件、契約成立件数2件。令和7年度、新規登録件数2件、登録総件数4件、契約成立数2件。

③空き家対策と移住・定住対策を一体的に推進するため、定住促進条例の一部を改正し、「空家再建奨励金」の制度を令和5年12月から導入している。空家再建奨励金は、転入奨励金又は持ち家奨励金の交付対象となる方が、町内の空き家付き物件を購入し、解体した同一敷地内において新築住宅を建設した場合に交付するもので、令和6年度に2世帯に交付している。

④空家問題は、法律（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づく所有者の責務や環境保全など難しい分野である。町では、企画政策課が窓口となり、住民や自治区からの相談や通報があった場合、所有者が不明な場合は、法律に基づき所有者の特定に努め、問題の早期解決に努めている。危険性の高い空き家については、助言、指導、勧告、命令、さらには行政代執行まで、法に基づく段階的な対応を行う。

⑤国の基本方針や県の助言を受け、町の空き家状況を